

岐阜地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦に関する公示

岐阜労働局一般公示第13号

今般、岐阜地方最低賃金審議会の労働者を代表する委員の辞任の申出に伴い、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、補欠委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「岐阜地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

平成23年12月8日

岐阜労働局長 矢部 憲一

記

岐阜地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有する者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定に定める労働組合であって、岐阜労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては、別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。

(2) 推薦締切期日

平成23年12月26日

(3) 推薦書の提出先

岐阜労働局労働基準部賃金室（岐阜市金竜町五丁目13番地）

平成 年 月 日

岐阜労働局長 矢部 憲一 殿

推薦者（代表）

住所（主な事務所の所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） ㊟

岐阜地方最低賃金審議会の労働者代表委員の候補者として、下記の者を内諾書を添付のうえ推薦します。

氏 名	年 齢	現 職	所属団体及びその地位	略 歴	住 所 連 絡 先 電 話
					住 所 連 絡 先 電 話
					住 所 連 絡 先 電 話
					住 所 連 絡 先 電 話

- ※ 1 所属団体及びその地位欄には、候補者の所属団体が多数ある場合には、その所属団体の名称及びその地位を全部列挙して記入すること。
- 2 新規候補者の場合には、履歴書を添付すること。
- 3 候補者の内諾書を添付すること。

内 諾 書

岐阜労働局長 矢部 憲一 殿

平成 年 月 日

氏 名

㊞

私は、岐阜地方最低賃金審議会委員に任命されたときは、就任することを内諾します。